民間企業に雇用されている方

①利用者

雇用先企業に対して「川崎市重度障害者等就労支援特別事業（以下「本特別事業」という。）を利用するための前提となる「雇用助成金」の活用について相談

- 「川崎市重度障害者等就労支援特別事業の概要」等で要件を御確認ください。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定の有効期間内であるかを受給者証で御確認ください。
- 週所定労働時間が10時間以上の方を対象としています。

②雇用先企業

雇用助成金の活用の検討
◆活用可能な場合　→手続の案内
◆活用が難しい場合 →本特別事業の利用は不可

＜手続についての問合わせ先＞
・本特別事業 →川崎市障害福祉課
・雇用助成金 →独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「ＪＥＥＤ」という。）

＜相談窓口＞
- 川崎市健康福祉局障害福祉課給付担当
  電話 044-200-2675
- ＪＥＥＤ神奈川支部
  電話 045-360-6010

③利用者

支援計画書を作成し、雇用先企業に提出

②で、雇用助成金の活用と、本特別事業の利用手続を進めることが決まった場合。

④雇用先企業

- 支援計画書作成の支援と確認
- ＪＥＥＤに支援計画書を送付

⑤ＪＥＥＤ

支援計画書を確認し、雇用先企業へ返却

⑥雇用先企業

ＪＥＥＤ確認済の支援計画書を、利用者に返却

⑦利用者

申請書類一式を、市障害福祉課に提出（支援計画書含む）

＜申請書類一式＞
- □ 川崎市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書（様式第１号）
- □ 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し
- □ 支援計画書（**雇用先企業とＪＥＥＤ確認済みのもの**）
- □ 雇用されていることを証する書類の写し
- □ 同意書

＜提出先＞
市障害福祉課給付担当宛て
※窓口持参の場合は事前に連絡をください。

⑧市障害福祉課

- 申請書類の受理、内容の確認
- 決定（不決定）通知書を利用者へ送付

申請後、決定まで１か月程度要します。

⑨利用者

市からの決定通知書を受理

- 利用する障害福祉サービス事業者と契約
- サービスの利用開始

＜支援を受ける事業所＞
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている事業所
- 利用する事業所の選定は、利用者様で行ってください。

⑩障害福祉サービス事業者

障害福祉サービスの提供

⑪市障害福祉課

事業者から市へ給付費の請求

市から事業者へ給付費の支払い（直接払い）

- 全国標準システムで請求できないため、市障害福祉課に対して直接、給付費を申請してください。
- 支払関係書類一式を送付するため、サービス提供開始後に市障害福祉課まで御連絡ください。
- 給付費の請求は、サービス提供の翌月を目安に行ってください。

⑫障害福祉サービス事業者

- 給付費の受領
- 利用者負担の徴収

R4(2022)年7月　川崎市障害福祉課作成